

大阪狭山おとな子ども歯科・矯正歯科 施設基準届出事項等

当院は、厚生労働省の定める施設基準に基づき、以下の項目について届出を行い、適切な体制のもと診療を行っております。

■ 歯科初診料の注 1 に規定する施設基準（歯初診）

院内感染防止対策に十分な体制を整備し、研修を受けた常勤歯科医師およびスタッフが在籍しております。

口腔内で使用する機器等について、患者様ごとの交換や専用機器による洗浄・滅菌処理を徹底しております。

■ 歯科外来診療医療安全対策加算 1（外安全 1）

医療安全対策に関する指針を整備し、医療安全に関する研修を受けた歯科医師が在籍しております。

緊急時に対応できるよう、自動体外式除細動器（AED）を設置しております。

■ 歯科外来診療感染対策加算 1（外感染 1）

院内感染管理者を配置し、感染防止対策を徹底しております。

十分な洗浄・滅菌設備を有し、清潔な診療環境を維持しております。

■ 歯科技工士連携加算 2

患者さんの補綴物に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。

また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施致します。

■ 光学印象

患者さんの CAD/CAM インレーの製作に際し、デジタル印象採得装置を活用して歯型取りを実施しています。

■ CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

CAD/CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ者、詰め物）を用いて治療を行っています。

■ クラウン・ブリッジ維持管理料（補管）

装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っております。

■ 歯科訪問診療料の注15に規定する基準

自宅や介護施設などで、虫歯治療、抜歯、入れ歯の調整・修理、口腔ケア、摂食・嚥下リハビリテーションなど、通常の歯科医院と同様の幅広い治療が受けられます。